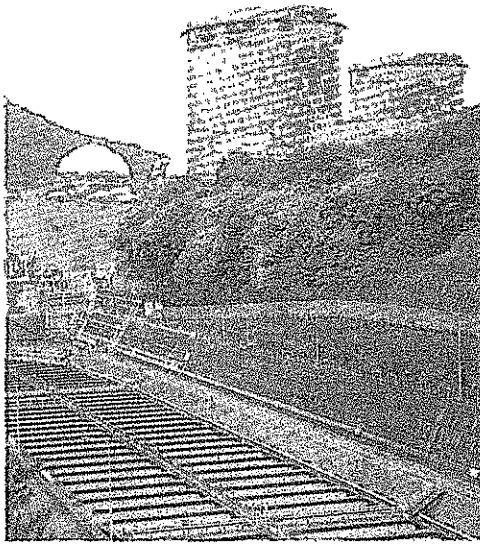


高浜 1・2号

老朽原発も「適合」

規制委が審査書案了承

運転から40年以上になる老朽原発、関西電力高浜原発1、2号機（福井県高浜町）について、原子力規制委員会は24日、再稼働に必



関西電力高浜原発1、2号機（手前の2基）＝福井県

要な審査のうち、新規制基準に「適合した」とする審査書を了承しました。40年を超えて運転延長をねらう原発では初の審査書案

で、一般からの意見募集を経て正式に決定されます。しかし、原発は運転期間が長くなればなるほど壊れやすく、事故が起きた時の危険性が高いため、老朽原発は動かすべきではないと声が上がっています。

4年11月、2号機は75年11月に運転開始。7月7日までに新規制基準のほか、設備の詳しい設計を定めた工事計画の認可や、老朽化対策の審査が通っていないければ、廃炉になる可能性があらわれます。審査も優先的に行われてきましたが、原子炉設備の耐震設計方針などは先送りしています。

1、2号機を運転する場合、関電は緊急時対策所などを設置する方針を示していますが、工事に3年ほどは運転できません。

原子炉等規制法は、原発の運転期間を原則40年とした上で、設備や機器の劣化を点検し、老朽化対策の審査に合格すれば、最長20年の延長を認めています。

審査書案によると、1、2号機は古い原発のため原子炉建屋内のケーブルに防火性能の不十分な素材が使

われています。規制委はそのケーブルを防火シートで覆うなどの関電の方針を了承。先に再稼働した3号機や、26日にも再稼働をねらう4号機との4基同時被災対策では、号機ごとに独立した対応を「適切な方針」と容認し、それが困難な場合の必要な対策については関電に「求めた」と述べていることとまっています。

高浜原発1号機は197

76年12月運転開始、福井

県美浜町）についても、運転延長へ向けて審査を申請しています。 ↓ 関連の面

高浜老朽原発 規制委容認

住民の安全が犠牲に

原子力規制委員会が24日、関西電力高浜原発1、2号機（福井県高浜町）について新規制基準に適合したとする審査書案を了承したことに對し、日本共産党の渡辺孝・高浜町議がコメントしました。

日本共産党・高浜町議

渡辺孝氏のコメント

高浜原発1、2号機が建設された当時は、原発の寿命は30年といわれたものです。それを2倍の60年間に運転延長するというのはき

わめて危険です。

高浜1号機の脆性（ぜいせい）遷移温度は95度と、関西電力が若狭湾に所有する11基の原発のなかで最も高くなっています。脆性遷移温度は、重大事故で原子炉内の冷却水が大量に失われたとき、緊急炉心冷却装置により冷却水が補給されるわけですが、これによって炉内の水温が一定温度以下になると原子炉が壊れる恐れがあるという温度です。

また避難計画も机上のもの、なんら実効性はありません。関西電力は、大規模地震によって中央制御室の機能が失われた場合の代替施設である「緊急時対策所」を、免震性ではなく耐震性の建物を建設する計画です。耐震性では、建物は壊れなくても、内部の原子炉をコントロールする重要な機器、設備が損傷する恐れがあります。電力会社のもうけのために住民の安全を犠牲にする姿勢に怒りを感じます。